

佐賀新聞大正期炭坑記事（三）

町田，保次
佐賀行政監察局

<https://doi.org/10.15017/13632>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として，7，pp.74-125，1976-10-15．エネルギー史研究会
バージョン：
権利関係：

義 媒 人

豊後

高 木 富 四 郎 ㊦

藝州

中 久 保 坂 三 ㊦

伊豫

河 野 卯 之 一 ㊦

讃岐

安 藤 己 之 市 ㊦

阿波

相 原 彦 太 郎 ㊦

右立會之上今回更に坑夫に昇進致させ候間后後何國諸鑛山へ流回仕
り候へども不悪御引立御支際之程伏て奉懇願候

明治四十二年六月十三日

敬白

福岡縣鞍手郡笠松村 (満之浦人事係之印章)

満之浦礦業所 ㊦

福岡縣鞍手郡笠松村 (筑前満之浦本坑交際所加藤飯場之印)

満之浦本坑 鑛夫飯場一統 ㊦

大日本帝國諸鑛山友子

御中

佐賀新聞大正期炭坑記事 (三)

町 田 保 次

大正三年六月二十三日 補充兵の罰金

杵島郡北方村杵島炭坑 谷口栄助は陸軍補充兵なるが、去る四月十日原籍地長崎県東彼杵郡佐見村小樽を無断にて現住所に來りたるまま其の筋に届出でざるより、昨日罰金五円に処せらる。

大正三年六月二十四日 豊前 金谷新坑椿事 かなや

去る二十日午前七時頃福岡県田川郡神田村なる金谷炭坑の坑内一部雨水浸潤して陥落し雨水坑内に浸入せる為め、作業中なる坑夫六三名は無惨の溺死を遂げたる大椿事あり。元來同坑付近の畑地は例年梅雨期に入ると覆水することも稀ならず、本年も雨季に入り降り続く雨は十九日よりいよいよ激じんをきわめ、同坑の機関部の真下より約数町に亘る間は全く湖水の觀をなし、濁水とうとうとして漲り去る有様はすさまじきを加えたるが、二十日朝七時に至り坑口より東南方約一二〇間の位置にある畑地の一部俄然陥落したり。而して陥落地の輻員は直径約四間にして円形をなし、陥落の時刻より約十四、五分間は方十間もあらんかと思はるる大渦を巻き音響を発し、更に其付近にも猛然たる噴水を見るに至りたるが、此穴は漏斗の如く雨水を引込んで坑内本卸及び左右各方面の坑道は各一面に浸水し十数分の後全部満水したれば、当日一番方として午前四時に入坑したる六三名は関係方面に赴、夫々從事中なりしものにして、是等は前記の猛烈なる水勢に圧迫せられ咄

(八三頁へつづく)

に項目を設け記録することとする。

更生会社の適用という特異な過程を通つたとはいへ、この炭鉱は経営者の交替、更生計画の挫折という中小炭鉱の典型的な歴史をたどつて閉山した。その中で明らかに指摘できるのは、

(一) 従業員は、賃金の遅配、失業、失業保険、厚生年金は給料から天引きされても、掛金が支払われてないという状態に転落する。

(二) 周辺の住民は地下採掘という、国が採掘を許可した事業に対し、自からが鉱害債権の申請をしなければならぬ、のみならず科学的な証明までする必要がある。

(三) 債権者のうち、担保権等を持たない弱少業者ほど、借金は清算して貰えない、ということである。(未完)

(七四頁より)

暖の間とて逃げ場を失ひて遂に溺死を遂げたる次第なるが、六三名中本県人は西松浦郡山代村吉原佐熊(三五)も加はり居たり。尚二十一日十四時のポンプ一台にて午前九時より排水に着手し、残余の工夫等は事務員指揮のもとに同坑と連絡せる旧坑の一部を開き、此処にもポンプを据付け排出に着手し、同夜十二時過ぎには深さ十二、三間の水を排出し得たれば、一同は愁眉を開き此模様にては屍体の搬出も近きにあらんと打喜びたる甲斐もなく、二十二日午前一時過ぎに至り又も降り出し、篠を乱して恰も変災の起りし当日の如く何時しか付近一帯の田も畑も水を以て覆はれ、次第に土俵の高さを凌ぎ折角減水せる坑の中に再び流れ入り来り、ポンプも効を奏せず坑内一面に満水したりと。

大正三年六月二十五日 掃除婦の横死

杵島郡北方村杵島炭坑第二坑十三塚居住人通掃除婦 富永ツ子(四八)は一昨二十三日午後三時頃作業中、第二号の人道巻脇に於誤つて二号線人車道の差箱に触れ重傷を負ひ、直に第二坑病院へ収容応急手を施したるも、終に死亡せり。

大正三年六月二十七日 補充兵の科料

佐賀郡南川副村鹿江生れ 市内伊勢屋町矢ヶ部力松、全西川副村小々森生れ 市内厘外町本村貞平、福岡県八女郡豊岡村生れ 当時杵島郡北方村杵島炭坑吉富作次郎、長崎県北松浦郡山口村横手生れ 当時佐賀郡神野村多布施青井順一は何れも陸軍補充兵なるに拘らず、無断本籍地を離れ十四日以上を経過すれども届出でざりしによりて、各科料五円に処せらる。

(九六頁へつづく)

御座候由役々相達候得者、是又百目被為増当暮々式百匁ツ、相納候通可被仰付歟

右之通吟味仕候、如何可被仰付哉請御意候以上

申十二月

貴札致初見候、西岡八郎兵衛々居やしき付請山之内石炭堀方、扱又四下村々野請之内石炭堀方之義、筋々願書差出候付而別紙御書越之通被遂御吟味候由

一松瀬山之内赤石場、且四下村野請之内石炭場、依頼差免被置候、右両所御運上増方之義別紙御書越之通被遂御吟味候

右彼是承知之達御殖候処御吟味之通被仰出候恐惶謹言

申十二月

中西 源兵衛

梶原 嘉兵衛

多久内蔵介 様

此処に改めて登場する中西源兵衛、梶原嘉兵衛は、「御屋形日記」によれば「大目附兼而梶原嘉兵衛」「御勝手方心遣兼而中西源兵衛」である。

(八三頁より)

大正五年七月六日 唐津石炭産出高

六月中唐津各炭山の産出額は六八、〇九二トンにして、之を五月中の六七、九九〇トンに比すれば一〇二トンの増加なり。五月は日数に於て六月より一日の差あるに拘らず格別の増減なきより見れば、各坑とも浸水杯の災害なかりしを證明するものと云ふべし。

大正三年七月九日 検事局押送

△佐賀郡川上村川上生れ杵島郡北方村志久杵島炭坑 中野佐吉(三一)は治安警察法違反にて……昨日検事局送りとなる。

大正三年七月十日 坑夫の變死

東松浦郡北波多村大字岸山芳谷炭坑納屋坑夫 木崎リエ(一九)は去る七日午後五時半頃、採炭事業に従事中、不図坑壁墜落し頭部を破碎し直に医師の治療を受けたるも遂に死亡せり。

大正三年七月十一日 石炭試掘出願

佐賀郡川上村久留間より小城郡三日月村に亘り石炭脈ある見込にて、先般来数件の試掘願を本県庁へ提出せし者ありと。

大正三年七月十三日 採掘許可

東松浦郡唐津町田代政平氏の出願に係る小城郡北多久村石炭脈一四五、四〇〇坪の採掘鉱区増加願は許可されたり。

有力な商社と石炭売買契約を結ぶことによつて（佐賀県立図書館蔵明治行政資料「三菱商社石炭条約」の中に石炭稼人惣代田代米吉とあるのは穴獄炭坑の坑業人米吉である）小炭坑の坑業人も、石炭の需要増大に応じて安定した出炭によつて経済社会で対等に取引しようとしたのである。その一つのあらわれとして、「石炭方合併社」に立川村坑業人田代政平ほか五人（明治十八年十月署名）が参加している。資金の調達にも新しい動きが起きていたのであろう。（完）

〔後記〕

石坂問屋の資料以外には次の資料・文献を参考・利用させていただいた。

『鉾山志料調』（佐賀県立図書館蔵）

『明治行政資料』（同 右）

『厳木町史』（厳木町教育委員会編）

『伊万里市史』（伊万里市編）

川内昇著『多久石炭の話』（多久市刊行）

（九六頁より）

大正三年七月十五日 狂人炭車に刎飛ばさる

東松浦郡相知村三菱相知炭坑々夫石橋市太郎（五〇）は豫て精神に異常を呈し居たるが、去る十三日家人の制止をも聞かずして家出し、午前八時五〇分頃相知駅より西方一哩十五鎖余の個所に架設しある鉄橋上を渡行中、相知駅全八時四〇分発下り炭車進行し来り、アハヤと言う間もなく該車に刎飛ばされ二五尺余下方の河中に墜落し脳しんとうを起し死亡せりと。

大正三年七月十七日 治安警察法改正

治安警察法の改正に關しては、目下安河内警保局長及び河原田・後藤両書記官主として欧米における新制度につき鋭意調査中なるが……尚改正の要点は屋外集合屋内集合の届出、結社の自由等を始め風俗壞乱危険思想の取締、人權の擁護其他広く一般に亘りて□を施し、法律の許す範囲内に於て可及的改正寛大にせず筈なりと。

大正三年七月十九日 補充兵訴へらる

杵島郡北方村志久杵島炭坑富重末松（二三）、全佐藤仲市（二三）は孰れも陸軍補充兵にして、本籍地を出発して現任所に来り手続きをなさざりしたため昨日告発さる。

大正三年七月二〇日 九鉄里程表

九州鐵道管理局管内の総里数は、去五日の調査によれば、七〇五哩四分外に貨物線平均二七哩にして之を細別すれば、鹿島線二八二・八、長崎線一四三・七、豊州線一三一・三、筑豊線七五・九、宮崎線四一・〇、川内線三〇・七
右の中鹿兒島線中には同本線、室木線、篠栗線、宮地線、三角線を含み……